

いつも輝いていたい! 仕事に育児に —育児休業制度を設けましょう—

育児休業制度は、乳幼児をもつ女子労働者が希望した場合、職場での身分や地位を失わないで、一定期間休業して育児に専念できるようにする制度です。

○企業にとっては

熟練した労働者の確保に、
企業のイメージアップに、
女子労働者のモラルを高めることに役立ちます。

○女子労働者にとっては

退職しないで、労働条件はそのまま、
乳幼児を自分の手で育てることができ、
職業生活設計をたてるためにも役立ち
ます。

○次代を担う子供たちの健やかな育成のためには

十分なスキンシップ、母乳哺育は子供
の発育及び情緒安定に大きな役割を果
たすといわれています。



労働省では、育児休業制度の普及を図るため
に、**育児休業奨励金**を支給しています。

中小企業	100万円
大企業	80万円

また、女子再雇用制度の普及を図るために、
女子再雇用促進給付金を支給して
います。

再雇用者1人当たり

中小企業	30万円
大企業	20万円

※詳細は、婦人少年室にお問い合わせください。

育児休業制度普及促進旬間（5月5日～5月14日） 労働省